

これは元の英語文書の翻訳です。いかなる不一致が生じた場合でも、英語版が優先される。

## PENDOプラットフォーム利用規約

当社のサービス契約の概要については、Pendo契約センター <https://www.pendo.io/contract-center/> をご覧ください。

最終更新日：2026年2月23日

Pendoへようこそ。本Pendoプラットフォーム利用規約（以下「本規約」）は、プラットフォームを通じて提供されるPendoのサービスの購入および利用を規定します。

本規約、サービス固有の規約（以下に定義）、適用される注文書、SOW、および本規約にリンクするその他の規約、条件、契約、ポリシーは、総称して「本契約」といいます。本契約は、デラウェア州法人であるPendo.io, Inc.（以下「Pendo」、「当社」または「弊社」といいます）が、自社およびその関連会社を代表して、注文書に記載された貴方または貴方が代表する会社、組織、その他の法人（およびその関連会社）（以下「顧客」、「貴方」または「貴社」といいます）との間で締結される契約です。

本契約は、発効日（以下に定義）をもって発効する。本規約で使用されているが定義されていない大文字表記の用語は、「定義」セクションで定義されています。

Pendoは、本規約に従うことを条件として、随時本規約を変更することがあります。

### 1. 定義。

「アカウント」とは、顧客およびそのユーザーが本サービスにアクセスし利用するための、プラットフォーム上の顧客のアカウントまたはインスタンスを意味します。

「関連会社」とは、当該事業体を支配する、当該事業体に支配される、または当該事業体と共通の支配下にある事業体を意味し、ここで「支配」とは、当該事業体の議決権付証券またはその他の所有権益の50%を超えるものを直接または間接的に所有することを意味する。

「AIフィーチャー」とは、Pendoが提供またはPendoに代わって提供されるサービス内の機能または能力を指し、機械学習、自然言語処理、コンピュータービジョン、データ分析、またはこれらに類似する手法といった人工知能（AI）技術を活用して、本来なら人間の知能を必要とするタスクを自動化、強化、または実践支援するものを意味します。AIフィーチャーには、自動化されたインサイト、推奨事項、コンテンツ生成、予測分析、または当該技術によって生成または促進されるその他の出力などが含まれる場合がありますが、これらに限定されません。AIフィーチャーは、Pendoの独自モデル、内部ルールベースシステム、またはサードパーティのLLMプロバイダーによって提供される場合があります。Pendoのドキュメントおよびプライバシー方針に記載されているとおり、顧客データまたはユーザー生成コンテンツを処理する場合があります。

「AUP」とは、Pendoのその時点におけるAcceptable Use Policy（許容利用ポリシー）であり、本規約に参照により組み込まれ、以下をご覧ください：<https://www.pendo.io/contract-center/>。

「ベータサービス」とは、Pendoの顧客に対して一般に提供されていない、またはPendoによって「アルファ」「ベータ」「パイロット」「プレビュー」「限定リリース」「開発者向けプレビュー」

「非本番環境」などと指定されるPendoの製品、サービス、統合、機能またはフィーチャーを意味します。

「機密情報」とは、当事者（以下「開示当事者」という）が相手方当事者（以下「受領当事者」という）に対して、口頭、書面、または電子的手段で開示した情報であって、その性質および開示の状況から、機密であると表示されているか、または合理的に機密であると理解される情報をいう。機密情報には、以下を含みますが、これに限定されません：(i) 顧客機密情報：顧客データおよび出力；(ii) Pendoの機密情報：利用データ、非公開の技術情報、製品計画および設計、事業およびマーケティング計画、サービス（ベータサービスを含む）、ユーザーインターフェースの設計およびレイアウト、ソースコードおよびオブジェクトコード、(iii) 本契約の条項および条件（価格設定を含む）。

「管理者」とは、単独でまたは他者と共同で、個人データの処理の目的および手段を決定する主体をいう。

「顧客」とは、本契約の当事者である法人および指名顧客関連会社を意味する。

「顧客認証情報」とはユーザーのパスワード、キー、トークン、その他の認証情報を本サービスに関連して使用するための資格情報を意味します。

「顧客コンポーネント」とは、本サービスに関連して使用される顧客のアプリケーション、ウェブサイト、システム、データソース、SDK、スクリプト、その他のソフトウェアまたはサービスを意味します。

「顧客データ」とは、顧客、そのユーザーまたはエンドユーザーがプラットフォームまたはサービスを通じてPendoに提供または利用可能にするあらゆるデータ、コンテンツ、または情報を意味し、以下を含むがこれらに限定されない：(i) テキスト、ファイル、文書、グラフィック、画像、音声、動画、およびメッセージ、ならびに(ii) AIフィーチャーに送信される入力（「AI入力」）。

「顧客資料」とは、適用されるSOWに規定されるプロフェッショナルサービスの履行という限定された目的のために、顧客がPendoに明示的に提供する資料、情報、およびリソースを意味します。

「成果物」とは、プロフェッショナルサービスの一環として提供される成果物、作業成果、報告書、ガイダンス、テンプレート、コード、その他の資料を意味します。

「ドキュメント」とは、サービスの操作および使用方法を説明する、Pendoが公開した文書およびマニュアルを指します。

「DPA」とは、最新のPendoデータ処理補遺を意味し、本規約に参照により組み込まれており、<https://www.pendo.io/contract-center/>でご覧いただけます。

「発効日」とは、本契約が顧客によって受諾された最も早い日付を意味し、その方法は以下のいずれかによるものとする：(i) 当事者による最終署名、(ii) 「同意する」ボタンをクリックするか、類似の受諾チェックボックスを選択すること、(iii) 該当する注文書への署名、または本規約もしくはサービス固有の規約をその他の方法で受諾すること、(iv) サービスへのアクセスまたは利用。

「エンドユーザー」とは、Pendoのソフトウェアが顧客によってインストールされたデジタル製品を利用する個人または団体を意味します。

「フィードバック」とは、顧客またはそのユーザーが、サービスまたはベータサービスのフィーチャー、機能、または運用に関してPendoに提供し得る提案、コメント、フィードバック、改善の要望、その他の評価を意味します。

「料金」とは、Pendoに対して支払期日が到来し、かつ支払われるべき、争いのない金額を意味する。

「無料サービス」とは、Pendoが顧客に対して料金を請求せずに提供するサービスを指し、サービスの無料評価または試用を含みます。

「知的財産権」とは、特許、著作権、商標、営業秘密、データベース保護、その他の知的財産権法に基づき、またはこれらに関連して、現在または将来において、登録済み、出願中、もしくはその他の方法で存在するすべての権利、および世界中のいかなる地域においても、これらに類似または同等の権利もしくは保護形態を意味する。

「ライセンス対象物」とは、本契約に基づきPendo（またはそのライセンサー）が提供する、ソース形式またはオブジェクト形式を問わないソフトウェア、コード、コンポーネント、モジュール、ライブラリ、SDK、API、パッチ、更新、機能強化、その他の技術資料を意味し、サービスおよびドキュメントは除きます。

「指名顧客関連会社」とは、該当する注文書に記載された顧客関連会社を意味します。

「注文書」とは、本契約に準拠し、Pendoおよび顧客の双方が署名または承諾した、顧客が購入するサービスを特定するPendoの注文書またはオンライン購入フォームを意味します。

「出力」とは、顧客データから導出され、本サービスによって顧客向けに生成されるあらゆるレポート、分析、結果、または構成済みデータを意味しますが、元となるソフトウェアまたはサービスは含まれません。出力には「AI出力」が含まれます。これは、Pendoの独自モデル、内部システム、またはサードパーティモデルによって生成されたかに関わらず、AI入力からAIフィーチャーによって生成されるあらゆるコンテンツ、推奨事項、予測、インサイト、レポート、可視化、その他の結果を意味します。

「プラットフォーム」とは、本規約に基づき顧客に提供される、Pendoの独自クラウドベースソフトウェアプラットフォームを意味し、そのアプリケーション、フィーチャー、ツール、分析、ガイド、フィードバック、API、AI対応機能、統合機能、ダッシュボード、および関連コンポーネントを含み、さらにPendoが随時提供する更新、機能強化、変更、または新機能も含まれます。これらはすべて本規約のもとで顧客に提供されます。

「プライバシーポリシー」とは、本利用規約に参照により組み込まれ、<https://www.pendo.io/contract-center/>で閲覧可能な、その時点で最新の Pendo プライバシーポリシーを意味します。

「プロフェッショナルサービス」とは、注文書（Order Form）または作業範囲記述書（SOW）に基づきPendoが顧客に提供するトレーニング、コンサルティング、設定その他の専門的サービスを意味します。

「セキュリティ別紙」とは、当時の最新版Pendoセキュリティ別紙を指し、本規約に参照により組み込まれ、<https://www.pendo.io/contract-center/>にてご覧いただけます。

「サービス」とは、本契約または適用される注文書に基づきPendoが顧客に提供するプラットフォームおよび関連サービスを意味し、プロフェッショナルサービスを含みます。

「サービス固有の条件」とは、Pendoが提供する特定のサービス、フィーチャー、または機能に適用される製品固有の補足条項を意味します。サービス固有の条項は、当該サービスに関連する権利、制限、技術的要件、または追加の義務を規定する場合があります、参照により本契約に組み込まれます。サービス固有の条項と本契約との間に矛盾がある場合には、当該サービスについてはサービス固有の条項が優先する。

「本ソフトウェア」とは、サービスに含まれる市販のダウンロード可能なPendoのソフトウェア（すべてのアップデートを含む）を指します。

「SOW」または「作業範囲記述書」とは、プロフェッショナルサービスの提供に関して顧客とPendoが相互に合意し、本契約によって規律される文書を意味する。

「税金」とは、本契約または本サービスに起因または関連して、いかなる性質であれ、いかなる当局によって課される課税のすべて（利息、追徴金、罰金を含むが、Pendoの純利益、財産または従業員に基づく税金を除く）を意味します。

「期間」とは、各注文書に関して、当該注文書に規定されるサービスの契約期間、従量課金サービスの1日あたりの利用期間、またはプロフェッショナルサービスについては該当する注文書またはSOWに定められた期間を意味し、いずれの場合も本契約に従い早期に終了しない限り適用されます。

「サードパーティ製コンポーネント」とは、本サービスに組み込まれたあらゆるサードパーティ製ソフトウェア、ライブラリ、またはオープンソースソフトウェアを意味します。

「単位」とは、注文書に定められたサービスの料金の算定基準を意味します。

「アップデート」とは、該当する場合、Pendoのお客様に一般提供されるバグ修正、機能強化、アップグレード、および新しいリリースまたはバージョンを指します。

「利用データ」とは、お客様のプラットフォーム利用に関連して収集されるデータを指し、クエリログ、オブジェクト定義およびプロパティ、利用指標、傾向、ならびにお客様のプラットフォームとのやり取りに関連するその他のサービス利用または統計データを含みます。

「ユーザー」とは、顧客によって購入されたサービスを利用することを顧客によって許可された従業員または独立請負業者を意味します。

## 2. サービスへのアクセス。

- a. アクセス権限。Pendoは、契約期間中、本契約および適用されるドキュメントに従い、お客様が本サービスを利用できるよう提供します。ユーザーに対し、本契約に従ってサービスにアクセスし利用することを許可することができます。ユーザーによるすべての活動、ユーザーの遵守確保、および貴社のユーザーによる本契約違反について、貴社は責任を負います。ユーザーはアクセス認証情報を共有してはなりません。
- b. サービス連携本サービスは、第三者との連携機能へのリンクおよび／またはアクセスを提供する場合があります。これには、本サービス内のアカウントまたはインスタンスに直接統合され

る特定のサービスなどが含まれますが、これに限りません。お客様がかかるサードパーティサービスの有効化もしくは使用、または当該サービスへのアクセスを選択した場合、かかるサードパーティサービスへのアクセスおよび使用には当該サードパーティの利用規約およびプライバシーポリシーのみが適用されます。Pendoは、かかるサードパーティサービスのいかなる側面（コンテンツやデータの取扱方法を含みますが、これらに限定されません）や、お客様とかかるサードパーティサービスの提供者との間のやりとりについて、推奨せず、一切責任や義務を負わず、またいかなる表明も行いません。念のため明記しますが、第三者サービス提供者は、DPA（データ処理契約）において、いかなる目的でもサブプロセッサー（DPAで定義されるもの）とはみなされません。

- c. 適格性と権限。本サービスへのアクセスまたは利用（アカウントの作成を含む）により、お客様は、本契約を締結する法的権限を有することを表明し保証するものとします。さらに、もしお客様が法人を代表して本契約を締結する場合には、当該法人を本契約に拘束する完全な権限と権威を有することを表明し保証するものとします。
- d. ユーザーアカウント。本サービスを利用するには、ユーザーはアカウントの登録が必要となる場合があります。登録情報の正確性および最新状態の維持は、お客様の責任です。ユーザーは自身のログイン情報の機密保持について単独で責任を負い、ログイン情報を共有したり、複数のアカウントを作成したりしてはなりません。Pendoは、アカウントの不正使用に起因する損失について責任を負いません。お客様は、不正使用があった場合には直ちにPendoに通知することに同意するものとします。

### 3. サービスの利用。

- a. 許可された使用。本契約（すべての支払い義務を含む）を遵守することを条件として、Pendoはお客様に対し、限定的で、取消可能、非独占的、譲渡不能、かつサブライセンス不可の権利を、サービスへのアクセスおよび利用について付与します。お客様は、関連会社の行為および不作為について責任を負います。
- b. サードパーティ製コンポーネント。本サービスには、第三者のコンポーネントが含まれるか、または組み込まれる場合があります。お客様による第三者コンポーネントの使用は、当該コンポーネントに付属または参照される適用されるライセンス条項に従うものとし、本規約との間に矛盾が生じた場合には、当該第三者コンポーネントに関してのみ、当該ライセンス条項が優先するものとします。本契約に明示的に定められている場合を除き、Pendoはサードパーティコンポーネントに関していかなる保証も行わず、責任も負いません。
- c. 無料サービスおよびベータサービス。Pendoがフリーサービスまたはベータサービスを提供する場合には、Pendoは本規約に従い、当該サービスにアクセスし利用するための限定的、非独占的、譲渡不能かつサブライセンス不可の権利を付与します。無料サービスおよび／またはベータサービスへのアクセスおよび利用は、(i)本契約に定められた所定期間の終了日、または(ii)Pendoが独自の裁量でいつでも通知する場合のいずれか早い方で終了します。ベータサービスは、評価またはテスト目的でのみ利用可能となる場合があります。Pendoは、予告の有無にかかわらず、いつでもFreeサービスまたはBetaサービスを修正、一時停止、または終了することがあります。本規約のいかなる規定にもかかわらず、ベータサービスおよび関連する文書は「現状有姿のまま」提供され、サポート、保証、または補償義務が一切ありません（明示・黙

示を問いません)。このセクションに矛盾しない限り、本利用規約のその他の条項は、無料サービスおよびベータサービスにも適用されます。

- d. 再配布ライセンス。本規約に従い、Pendoはここに、貴社に対し、ライセンス対象物を複製および再配布する限定的、非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可の権利およびライセンスを付与します。ただし、当該ライセンス対象物は貴社の製品またはサービスに組み込まれた形態でのみ、かつ当該製品またはサービスのエンドユーザー（ユーザー）に対してのみ使用できます。ライセンス対象素材は単独で配布することはできません。また、再配布を行う場合は、第三者が貴社の製品またはサービスの一部としてのみライセンス対象素材にアクセスまたは使用できるようにしなければなりません。該当する場合、Pendoの著作権表示、商標表示、帰属表示、およびPendoが要求するライセンスまたは通知ファイルを含めるものとします。
  - e. サポート。適用される注文書の契約期間中、Pendoはお客様によるサービスの利用に関して、技術情報、技術的助言および技術的相談のサポートを提供します。サポートに関するお問い合わせは、Pendoウェブサイトから24時間いつでも送信できます。Pendoの標準サポート時間は、東部時間の月曜日から金曜日の07:00から19:00までです。
  - f. サービス更新とパッケージ変更。Pendoは随時、サービスまたはその一部を変更、強化、更新、または中止することがあります。適用される注文書に基づき購入されたサービスの中核部分を構成する機能が大幅に削減または廃止される場合、Pendoは商業的に合理的な努力をもって同等または実質的に類似した機能を提供し、かかる重要な変更について合理的な事前通知を行うものとします。Pendoは、プラットフォームまたはサービスに対し、命名規則、製品パッケージング、バンドリング、エンタイトルメント（利用権）、表示方法の変更を含む、スタイル上、構造上、または構成上の変更を加える場合があります、また価格体系の構造や説明を更新する場合があります。いずれの場合も、事前の通知なしに行うことができます。ただし、かかる変更がサービスの機能性を実質的に低下させず、また該当するサブスクリプション期間においてその時点で適用されている総価格を変更しないことを条件とします。Pendoがサービスに対していかなる更新や機能強化を行った場合でも、お客様はPendoが提供するすべての更新を実装する責任を負います。本契約に明示的に記載されている場合を除き、サービスは「現状のまま」提供され、Pendoはサービスの変更、更新、または機能性に関する一切の保証を行いません。
  - g. 利用制限、過剰利用。お客様による本サービスの利用は、該当する注文書に記載された利用制限に従うものとし、購入したユニットの数量および範囲に準拠しなければなりません。お客様の利用がこれらの制限を著しく超過する場合、またはPendoのシステムやインフラストラクチャに不当な負担をかける場合（過剰なイベント、API呼び出し、データストレージ、帯域幅などを含むがこれらに限定されない）、Pendoは合理的な事前通知の上、サービスの安定性とパフォーマンスを保護するため、影響を受けるサービスへのアクセスを一時的に制限または抑制することがあります。
4. プロフェッショナルサービス。
- a. プロフェッショナルサービスの提供。Pendoは、1つ以上の注文書および/または作業範囲書に定められたプロフェッショナルサービスを提供する場合があります。いかなるプロフェッショナルサービスも、本契約および適用される注文書および/または作業範囲書（SOW）に従って実施されるものとします。

- b. お客様アクセス。お客様は、Pendoがプロフェッショナルサービスを実施するためには、適宜、お客様資料、システム、人員、データ、設備、および施設（該当する場合）へのタイムリーなアクセスが必要であることを認めます。お客様は、プロフェッショナルサービスの実施中、かかるアクセスを提供し、Pendoと合理的に協力することに同意するものとします。Pendoは、本条項に基づく貴社の義務不履行に起因する範囲において、履行の遅延、不備、または不履行について一切の責任を負いません。
- c. お客様資料。お客様は、Pendoに対し、プロフェッショナルサービスの提供に必要な範囲に限り、お客様資料を利用する非独占的、限定的、ロイヤリティフリーの権利を付与します。当事者間においては、お客様は顧客資料に関する一切の権利、所有権及び利益を有する。お客様は、お客様資料を提供し、本契約に定める権利を許諾するために必要なすべての権利を有すること、およびお客様資料が第三者の権利を侵害または不正流用しないことを表明し保証します。機密情報に該当する顧客資料は、本契約の機密保持条項の対象となります。
- d. お客様データへのアクセス。適用されるSOWにおいて明示的に要求・指定されている場合を除き、お客様はプロフェッショナルサービスに関連して、Pendoにお客様データへのアクセスを提供しないものとします。お客様は、注文書または適用されるSOWに基づきお客様データへのアクセスが必要な場合、その範囲、レベル、および期間が、該当するプロフェッショナルサービスの履行に合理的に必要な範囲に限定されるよう、単独で責任を負うものとします。SOWに別段の定めがない限り、そのアクセスは非本番環境に限定され、読み取り専用アクセスに限定されます。前項にかかわらず、プロフェッショナルサービスにおいて明示的にハンズオンでの設定、実装、または類似のサービスが必要とされる場合、お客様は、本契約に定めるセキュリティおよびデータ保護義務に従うことを条件として、当該サービスの実施に合理的に必要な範囲のアクセス権（書き込みアクセス権および本番環境へのアクセス権を含む）をPendoに付与することができるものとします。
- e. 成果物。Pendoが成果物を提供する範囲において、かかる成果物は委託作品ではなく、Pendoの既存の技術、ノウハウ、または方法論の一部または派生品である。本契約の条件に従い、Pendoは、適用される契約期間中、お客様による本サービスの正当な利用に関連してのみ、成果物を内部で使用するための、限定的・非独占的・譲渡不能・ロイヤリティフリーのライセンスをお客様に付与します。黙示的であるかその他であるかを問わず、他の権利は一切付与されません。
- f. プロフェッショナルサービスに関する変更。既存の注文書または作業範囲記述書（SOW）におけるプロフェッショナルサービスの範囲について、変更をリクエストすることができます。料金、スケジュール、前提条件、または範囲の変更は、注文書またはSOWへの変更指示書や修正書を含め、当事者間で書面により合意しなければなりません。Pendoは、オーダーフォームまたはSOWで合意された範囲外のサービスを提供する義務を負いません。
5. お客様の責任。
- a. 利用およびセキュリティに関するお客様の義務。契約期間中、お客様は以下について単独で責任を負います：(i) アカウント内およびプラットフォーム上のPendo環境における全ての活動；(ii) Pendoが提供する更新プログラムの速やかな受諾、インストール、および使用；(iii) 本サービスに含まれないハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、およびコンピューターシステムの取得、維持、および保護；(iv) 登録情報、アカウント認証情報、パスワード、および請求

情報が完全かつ正確であり、常に最新の状態に保たれること；ならびに (v) お客様のシステム、アクセス認証情報、およびサービス内のあらゆるデータの安全性、機密性、完全性を保護するための合理的な管理上、物理的、技術的な保護措置を実施すること（これには、お客様のユーザーがこれらの義務を遵守することを確保することも含まれます）。本サービスへの不正アクセスまたは不正使用を認識した場合、直ちに当該当事者のアクセス権を解除し、Pendoに通知しなければなりません。

- b. 制限事項。お客様は（また、いかなる第三者にも許可しないものとします）：(i) 本契約またはドキュメントにおいて明示的に許可されている場合、またはプロフェッショナルサービスを受けるために必要な場合を除き、サービス（または成果物）を第三者に販売、賃貸、リース、ライセンス供与、配布、サブライセンス供与、アクセスを提供、またはその他の方法で利用可能としないこと、(ii) 本サービスを利用して、第三者の利益のために実質的に類似した製品またはサービスを提供すること、または本サービスをそれらに組み込むこと、(iii) 本サービスのソースコードまたは非公開APIを取得しようとするリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アSEMBLその他の行為、(iv) 本サービスに含まれる商標、サービスマークその他のマークを削除、変更、または隠蔽すること、または(v) AUPに違反して本サービスを利用すること。
- c. 顧客環境。お客様は、サービスとの統合または接続の選択、設定、セキュリティ、および保守を含む、お客様コンポーネントを管理し、単独で責任を負います。お客様は、いかなる統合機能を有効化または利用することにより、Pendoがサービスを提供およびサポートするために必要な範囲においてのみ、該当するお客様のコンポーネントからデータにアクセスし処理することを許可します。お客様は、当該アクセスおよび使用が、お客様コンポーネントおよび関連データに適用されるすべての法令、ライセンス、および第三者の条件に準拠していることを確認する責任を負います。

## 6. お客様データ。

- a. 顧客固有の権利。お客様と Pendo の間では、お客様はお客様データおよび出力（Output）に関する一切の権利、権原および利益を所有します。お客様は、Pendoが本契約に基づき、かつ本契約で許可される範囲内で、サービスを提供するために必要な範囲において、お客様データおよび出力（Output）について、非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可、全世界対象、ロイヤリティフリーのライセンスをPendoに付与します。これには、カスタマーサポート目的、ならびに不正行為およびセキュリティリスクの検知、防止、対応を目的とした利用が含まれません。
- b. Pendoによるお客様データの利用.Pendoは、お客様データを (i) お客様へのサービス提供のため、(ii) 本契約で明示的に許可されている場合、(iii) 適用される法令、規制または法的手続きにより要求される場合に使用します。
- c. セキュリティ。Pendoは、お客様データを偶発的または違法な損失、ならびに不正アクセス、使用、改変、開示から保護するために設計された適切な技術的および組織的措置を実施し維持します。詳細は セキュリティ別紙に記載されています。お客様は、ドキュメントに従ってサービスを適切に設定し、セキュリティポリシーで要求される場合はお客様アカウントのシングルサインオンを有効にし、すべてのお客様認証情報を保護する責任を負います。お客様は、本サービスへの不正アクセスまたは不正使用を防止するために合理的な努力を払うものとし、(i) お客様認証情報が紛失、盗難、または侵害された場合、または (ii) 権限のない第三者が本サービ

スまたはお客様データにアクセスまたは使用したことを認識した場合には、速やかにPendoに通知するものとします。

- d. データの保護。当事者は、適用されるデータ保護法に基づくそれぞれの義務を遵守することに合意する。適用される範囲において、当事者はPendoのDPAに従い個人データを処理する。

## 7. Pendoの所有権およびデータの権利。

- a. Pendo IP。当事者間において、Pendoは、プラットフォーム、サービス、ソフトウェア、ドキュメント、およびそれらに対するすべての改良、機能強化、または更新に関して、これらに対するすべての権利、権原、および利益（すべての知的財産権を含む）を有します。サービス内のいかなる所有権表示または制限表示も、削除または変更してはなりません。
- b. フィードバック。Pendoにフィードバックを提供できます。お客様は、Pendoに対し、当該フィードバックを利用、組み込み、またはその他の方法で完全に行使および活用する、取消不能、永続的、サブライセンス可能、かつロイヤリティフリーのライセンスを、お客様への補償義務を一切負うことなく付与します。
- c. 利用データとアナリティクス。
  - i. 利用データの所有権。いかなる相反する規定にもかかわらず、Pendoは利用データに関する一切の権利、権原及び利益を所有します。
  - ii. 許可された使用。Pendoは、サービスの運営、サポート、改善（請求、コンプライアンス、分析、製品開発などを含む）のために、利用データおよび管理アカウント情報を収集および使用することがあります。Pendoは、また、お客様データを集計および匿名化された形態でのみ分析に使用することがあります。ただし、当該データがお客様、そのユーザー、またはそのエンドユーザーを特定せず、かつ合理的に特定するために使用できないことを条件とします。Pendoは、本条項で許可される限定された目的のために、集計され匿名化された形でのみお客様データを第三者に開示します。
  - iii. Pendo処理の役割。適用される範囲において、Pendoは、限定的な個人データ（具体的には管理アカウント情報）および利用データを、データ管理者として、Pendoのプライバシーポリシーに従って処理する場合があります。
- d. 権利の留保。本契約に明示的に規定されている場合を除き、本契約は、いずれの当事者に対しても、相手方のコンテンツまたは知的財産に対する黙示的その他のいかなる権利も付与するものではない。

## 8. 料金、支払い承認、および税金。

- a. 料金。ご購入いただくサービスの価格、通貨、および利用可能な支払い方法は、該当する注文書に記載されます。お客様は、該当する注文書に記載された支払条件に従い、適用される税金を含むすべての料金を支払うことに同意します。注文書に支払条件が明記されていない場合、料金は請求書発行日から30日以内にお支払いいただく必要があります。本契約に別段の定めがある場合を除き、すべての注文書に基づく支払義務は取消不能であり、すべての支払いは返金されません。

- b. 請求情報。お客様は、完全かつ最新かつ正確な請求先情報および連絡先情報（必要な発注書の詳細を含む）を提供し、維持すること、ならびに変更があった場合には速やかにPendoに通知することに同意するものとします。Pendoは、お客様が正確な請求情報を維持しなかったことにより生じた請求書の発行または通知の送付の遅延または失敗について責任を負いません。
- c. 経費。Pendoが本契約に基づきプロフェッショナルサービスを提供する場合、お客様は、Pendoが当該プロフェッショナルサービスに関連して発生した、事前承認済みの合理的な実費（旅費、宿泊費、食費、交通費など）を支払うことに同意するものとします。かかる費用は、該当する注文書または作業範囲書に定められたとおり、支払うものとする。
- d. 税金。すべての料金は税抜きであり、お客様は本サービスの購入に伴い発生するすべての税金をPendoに支払うまたは負担するものとします。お客様は、源泉徴収税その他の理由による控除または相殺を一切行わず、Pendoに対し全ての料金を支払うことに同意するものとします。Pendoが、お客様が負担すべき税金について支払うまたは徴収する法的義務を負う場合、適切な税務当局が認可した有効な免税証明書をPendoにご提出いただかない限り、該当する金額はお客様に請求され、お客様が支払うものとします。
- e. 使用確認。Pendoは、適用される注文書（購入されたユニットを含む）に基づく条件への遵守を確保するために、お客様による本サービスの利用状況を検証する権利を留保します。契約期間中、お客様の利用量が注文書に記載されたユニット数を超過した場合、Pendoは適用されるユニット単価に基づき料金を増額する場合があります。追加料金は、両当事者間で別段の合意がない限り、お客様がユニット数を最初に超えた日付に発生し始め、適用期間の残りの期間に対して日割りで計算されます。
- f. 未払いと停止。争いのない請求書が、当初の支払期日から三十（30）日を超えて未払いのままである場合、当該未払いは本契約の重大な違反を構成するものとします。かかる違反があった場合、Pendoは、全額の支払いが行われるまで、責任を負うことなく直ちにサービスを停止することができ、さらに本契約または適用法に基づくその他の権利または救済措置を行使することができる。重大な違反の日から30日以内に当該違反が是正されない場合、Pendoは正当な理由に基づき本契約を解除することができる。本契約の終了時には、本契約に基づくすべての未払い料金および確約金額は直ちに支払期日が到来し、即時に支払われるものとします。また、お客様はPendoに対し、弁護士費用を含む合理的な回収費用を補償するものとします。
- g. 支払いに関する紛争。請求書のいずれかの項目に異議がある場合は、請求書発行日から30日以内に、異議の根拠について合理的な詳細を記載した書面にてPendoに通知しなければなりません。当事者は誠実に紛争解決に努め、貴社は本契約に基づき、争いのない金額をすべて遅滞なくお支払いいただきます。Pendoは、当事者が誠意をもって紛争を解決している間、係争金額の未払いを理由としてサービスを停止することはありません。ただし、Pendoが紛争の通知を受領した日から60日を超えて紛争が未解決の場合、Pendoは書面による通知をもって、紛争が解決されるか支払いがなされるまで、影響を受けるサービスを停止することができます。
9. **機密保持義務。**
- a. 義務。受領当事者は、自己の同種の機密情報を保護する場合と同等の注意（ただし、合理的な注意レベルを下回らないこと）を払って開示当事者の機密情報を保護するものとします。かかる保護には、開示当事者が別途承認する場合を除き、受領当事者の従業員、請負業者、関連会社および代理人のうち、本契約と合致する目的で開示当事者の機密情報を知る必要があり、か

つ受領当事者に対して本書に記載されたものと実質的に同等以上の保護を含む機密保持義務を負う者に、開示当事者の機密情報へのアクセスを限定することが含まれます。

- b. 除外事項。機密情報には、以下の情報は含まれません：(i) 受領当事者の過失によらず公知となった情報、(ii) 開示時点で受領当事者が守秘義務を負わずに知っていた情報、(iii) 守秘義務を負わない第三者から受領した情報、(iv) 開示当事者の機密情報を使用または参照することなく受領当事者が独自に開発した情報。
- c. 強制開示。本契約のいかなる規定も、司法または政府の命令、もしくはその他法令により要求される場合に、受領当事者が機密情報を開示することを妨げるものではありません。ただし、法的に許容される場合には、受領当事者はかかる開示について開示当事者に妥当な事前通知を行うものとしします。

## 10. 法令順守。

- a. 法令遵守。各当事者は、本契約に基づく義務の履行及び権利の行使に関し、適用される全ての法令を遵守することに同意する。
- b. 輸出管理と制裁両当事者は、すべての重要な事項について、本契約の履行に適用される、施行中または将来施行される政府当局のすべての法律、規制、規則、命令およびその他の要件を遵守するものとしします。Pendoが本契約に基づいて提供する本サービスおよび技術情報は、米国およびその他の管轄区域の輸出法、規則、および規制の適用を受けます（以下「規制対象物」）。お客様は、規制対象物の輸入、輸出または使用に関するお客様の権利について、管轄区域の現地法を含む、適用されるすべての輸出および輸入に関する法律、規則および規制を遵守するものとしします。さらに、お客様（関連会社を含む）は、ご自身が米国政府の取引禁止者リストに記載されていないこと、また、いかなるユーザーにも、米国が禁輸措置を講じている国・地域、または米国の輸出関連法、規則、規制に違反する形で、サービスへアクセスまたは利用することを許可しないことに同意するものとしします。

## 11. 表明及び保証；免責事項。

- a. サービス保証。Pendoは以下を保証します：(i) 本契約を有効に締結し、本契約を締結する法的権限を有すること、(ii) サービスが適用されるドキュメンテーションに実質的に適合すること、および (iii) すべてのプロフェッショナルサービスおよび成果物が、専門的かつ熟練した方法で、かつドキュメンテーションおよび／または適用されるSOWに定められた仕様に実質的に従って履行されること。Pendoが本保証に基づき報告された不適合を修正できない場合、いずれの当事者も該当する注文書またはSOWを解除することができ、お客様の唯一の救済措置は、影響を受けたサービスまたはプロフェッショナルサービスに関して前払い済みで未使用の料金の返金のみとなります。本保証は、以下の原因による不適合または不具合には適用されません。
  - (a) お客様による誤用、不適切な使用、またはドキュメントへの不遵守による不適合または不具合、
  - (b) お客様または第三者によるサービスまたは成果物の改変による不適合または不具合、
  - (c) Pendoが提供または承認していないハードウェア、ソフトウェア、またはサービスとの併用による不適合または不具合、
  - (d) Pendoの合理的な支配の及ばない要因による不適合または不具合。プロフェッショナルサービスおよび関連する成果物については、本保証は、該当するSOWの満了後三十（30）日以内に書面でクレームを通知した場合にのみ適用されます。

- b. カスタマー保証。お客様は以下を保証します：(i) 本契約に基づきPendoが顧客データを収集、保存、処理、またはその他の方法で利用するために、エンドユーザーから適用法で要求されるすべての同意、許可、および通知を取得し、維持しており、当該利用に関する法的に要求されるすべての開示を行ったこと；(ii) すべての顧客データの合法性、正確性、品質、および内容についてお客様が単独で責任を負うこと；(iii) サービスおよび顧客データの利用が、第三者の知的財産権または所有権を侵害、不正流用、または違反しないこと；および (d) サービスを利用して悪意のあるコード、マルウェア、その他の有害なコンテンツを送信しないこと。
- c. 保証の免責事項。本契約に明示的に規定されている場合を除き、Pendoが提供するすべてのサービス、専門サービス、サポート、成果物およびその他の資料は、「現状有姿」かつ「利用可能な状態」で提供されます。Pendoは、明示的、黙示的、法定その他を問わず、いかなる種類の表明または保証も行いません。これには、所有権、商品性、特定目的適合性、または非侵害に関する黙示的保証を含みますが、これらに限定されません。また、適用される法律で許容される最大限の範囲において、取引の過程、使用、または商慣行から生じるすべての保証を否認します。Pendoは、サービス、成果物、またはそれらの使用結果が以下のことを保証しません：(a) お客様の要件を満たすこと；(b) 中断なく動作すること；(c) 意図された結果を達成すること；(d) エラーがないこと；(e) お客様のシステム、ソフトウェア、その他のコンポーネントと互換性があること、またはそれらと継続して動作すること。契約期間中に環境、システム、接続、または第三者の条件に変更があった場合でも、該当する注文書、SOW、または本契約に基づく貴社の義務は引き続き有効です。

## 12. 契約期間および契約終了。

- a. 期間。本契約は発効日より開始し、本契約に基づき終了するまでまたは契約期間が満了するまで継続する。
- b. 終了。
  - i. 正当な理由による契約解除。いずれの当事者も、以下の場合、相手方への書面による通知をもって本契約（全体または該当する注文書に関して）を解除することができる。(a) 相手方が本契約に重大な違反をし、かつ是正可能な場合において、書面による通知後三十（30）日以内に当該違反を是正しないとき。または (b) 相手方が強制的または任意の清算手続きに入る、管財人が選任される、事業を継続しなくなる、または債務の支払いができなくなる可能性を示す同様の措置を講じるか、または受ける場合。
  - ii. Pendo解約権Pendoは、以下のいずれかの理由により、書面による通知をもって、本契約全体または任意の注文書に関して、いつでも本契約を解除することができます。(a) 顧客がPendoの知的財産権を侵害、不正使用、またはその他の方法で侵害した場合は、即時に解除できます。または、(b) ベータサービスまたは無料サービスに関しては、通知の有無にかかわらず、全体または一部を即時に解除できます。
  - iii. 満了による終了。お客様はさらに、該当する契約期間の満了をもって、本サービスへのアクセス、利用、およびサービスを提供する義務が自動的に終了することを認めるものとします。
- c. 契約終了の効果。個々の注文書または本サービスの満了または終了は、他の注文書や本サービス、または本契約の残りの部分に影響しません。本契約全体が終了した場合、本契約および対

応するすべての注文書と作業範囲記述書（SOW）も終了します。お客様は契約終了の発効日までの本サービスのすべての料金を支払うものとします。

- d. 契約満了時または終了時の顧客データへのアクセス。本契約の満了または終了に伴い、Pendoは該当するサービスの提供を終了します。お客様は、当該満了または終了の前に顧客データをエクスポートでき、その後30日間まで（「データ取得可能期間」）顧客データのコピーを請求することができます。当該コピーは、Pendoより業界標準のフォーマットで提供されます。DPAに従い、データ取得可能期間の満了後、Pendoは、法的に別段の定めがある場合を除き、速やかに顧客データを削除します。データ取得可能期間中、本契約における顧客データに関連するすべての条項は、引き続き完全に効力を有するものとします。
- e. 存続。本規約の終了後も存続すべき性質を有する規定は、終了後も存続する。例として、以下のすべては契約終了後も存続します：Pendoに支払う義務、補償義務および防衛義務、責任の制限、機密保持、所有権または知的財産権に関する条項。

### 13. 補償

- a. 顧客による補償。第13条(c)項に従い、お客様は、(i) 本契約に基づき必要な同意、許可、または通知を取得しなかったこと、(ii) 顧客データが第三者の知的財産権、プライバシーその他の権利を侵害していること、または (iii) お客様がAUPに違反したこと、といういずれかの主張に起因する範囲において、第三者による全ての請求、訴訟、要求、および訴訟からPendoならびにその従業員、役員、取締役、および代理人を防御し、補償し、これに関連する全ての損失、負債、損害、費用、および経費（合理的な弁護士費用を含む）を支払うものとします。
- b. Pendo補償第13条(c)項および下記の除外事項に従い、Pendoは、お客様およびお客様の従業員、役員、取締役、代理人に対し、第三者による一切の請求、訴訟、要求、訴えから防御し、補償し、これに関連するすべての損失、負債、損害、費用および経費（合理的な弁護士費用を含む）を、本サービスが第三者の知的財産権を侵害するとの主張に起因する範囲で支払うものとします。本契約に基づくかかる請求が生じた場合、Pendoは商業的に合理的な努力を尽くして、(i) お客様が本サービスを継続利用する権利を確保すること、または (ii) 本サービスの利用が権利侵害とならないよう、本サービスを代替または修正すること、のいずれかの措置を講じます。Pendoは、(i) ~ (ii) の選択肢が商業的に合理的でないとき自己判断する場合、お客様に書面通知したうえで本契約または該当注文書を終了することができ、お客様は影響を受けるサービスの残りの期間分について按分額の返金を受けることができます。前述の内容は、本サービスまたはその一部、もしくはその使用または運用による知的財産権の実際の侵害または侵害の申し立てに関して、Pendoの全責任およびお客様の唯一の救済手段を規定するものである。本項に反するいかなる規定にもかかわらず、以下のいずれかに基づく、または起因する侵害の申し立てまたは請求については、Pendoは本項に基づく一切の責任または義務を負わないものとします。(i) サービスの以下の使用：(a) Pendoがお客様に提供していない他のデータ、素材、プログラム、製品またはプロセスとの組み合わせによる使用、または (b) 本契約で許可されている方法以外での使用、(ii) お客様が指定した設計、仕様または指示にPendoが従った場合、または (iii) サービスのリリース版の使用（より新しいリリース版の使用、またはPendoによるサービス使用中止の通知後であれば当該侵害が発生しなかった場合）。
- c. 補償手続き。本第13条に基づく補償対象請求が発生した場合、補償を受ける当事者（以下「被補償者」）は、補償義務者（以下「補償者」）に対し、速やかに書面で当該請求を通知し、被

補償者が保有する情報および損害の合理的な見積額を提供するものとする。ただし、通知の遅延があった場合でも、それにより補償者が実質的に不利益を被った範囲に限り、補償者の義務が免除されるものとする。補償義務者は、当該請求の防御及び和解について単独の支配権を有する。ただし、補償義務者は、補償対象者の事前の書面による同意（不当に保留されたり、条件付けられたり、遅延されたりすることはないものとする）なしに、補償対象者による責任の承認を必要とする和解を締結してはならない。被補償者は補償者の費用負担で合理的な協力を提供する。請求に補償対象事項と非補償対象事項の両方が含まれる場合、補償義務者は補償対象事項に直接的に関連する損失、損害、費用及び経費についてのみ責任を負うものとする。

#### 14. 責任の制限。

- a. 免責事項および責任の制限。法律で認められる最大限の範囲において、本契約に明示的に規定されている場合を除き、いずれの当事者も、その関連会社、従業員、代理人、請負業者、役員または取締役も、以下のいずれの損害についても責任を負わないものとします：(i) 間接的損害、懲罰的損害、付随的損害、特別損害または結果的損害、(ii) 収益、利益、事業、データまたは営業権の喪失、(iii) 本契約に起因または関連して生じた代替サービスの調達費用。かかる損害の可能性について事前に通知されていた場合であっても、その請求の形態を問わず、一切の責任を負いません。本契約に基づき生じる全ての請求に対する各当事者の総責任額は、責任が発生する最初の事象が生じる直前の12ヶ月間にPendoに対して支払われた、または支払うべきサービス料金を超えないものとします。無料またはベータサービスの場合、Pendoの総責任額は100米ドル（\$100 USD）を超えないものとします。
- b. 例外事項。第14条(a)項の免責事項および制限事項は、以下の事項には適用されません：(i) いずれかの当事者の重大な過失、故意の違法行為、詐欺、(ii) 各当事者の補償義務、(iii) 顧客の支払義務、または (iv) 適用法により制限できない請求。
- c. 二重回収は認められません。各当事者は、同一の事実、事象、または状況から生じる複数の請求を主張することができる。ただし、いずれの当事者も同一の損害または責任について重複して賠償を受けることはできない。当事者は、これらの制限が本契約に基づくリスクを配分するものであり、料金の決定およびPendoのサービス提供の意思において考慮されたことを認める。

#### 15. 紛争解決および準拠法。

- a. 紛争解決。両当事者は、本契約に基づく、または本契約に起因し、もしくは本契約に関連する請求または法的手続を開始する前に、根底にある紛争を解決するために誠実に努力します。かかる誠実な努力には、次の事項が含まれます。(i) 各当事者を代表して紛争を解決する権限を有する管理職レベルの者に問題をエスカレーションし、かつ、かかる管理職レベルでの協議が10営業日経過しても解決に至らない場合には、さらに各当事者のバイスプレジデントレベルの役員にエスカレーションし、追加で10営業日間、誠実な努力をもって解決に努めること。(ii) 紛争に関連し、かつ秘匿特権の対象とならない文書、書籍、記録およびその他の資料を、合理的な要求に応じて合理的に共有すること。
- b. 準拠法。本契約は、法律選択の原則または規則に言及することなく、あらゆる点においてデラウェア州法に従って解釈、構成および執行されます。本契約またはその主題に基づき、またはこれに関連して生じるすべての請求または訴訟は、デラウェア州ウィルミントン所在の州また

は連邦裁判所の専属的管轄に付され、各当事者は取消不能にこれらの裁判所の裁判地および対人管轄権に服するものとします。適用法で認められる最大限の範囲において、各当事者は、本契約または本契約に関連して、またはこれに基づき、もしくはこれに起因して生じる一切の法的手続において、陪審裁判を受ける権利を放棄します。

## 16. 雑則.

- a. 宣伝。Pendoは、(i) 法令で要求される場合、および(ii) プレスリリース、業界アナリストレポート、外部向けプレゼンテーション、PendoのウェブサイトおよびPendoの販売・マーケティング資料内などにおいて、お客様をPendoの顧客として特定する場合があります。お客様は、Pendoに対し、非独占的、全世界的、ロイヤリティフリーかつ完全に支払済みの権利およびライセンスを、お客様の名称、ロゴ、商標およびサービスマークについて、前述の内容と併せて、かつPendoに提供されたお客様のブランドガイドライン（存在する場合）に従い、付与するものとします。
- b. 下請業者の使用。Pendoは、本契約に基づく義務の全部または一部を第三者に再委託することができる。ただし、Pendoは再委託先の履行について責任を負うものとします。Pendoは、各下請業者が、適用可能かつ関連する範囲において、本契約に定められたものと実質的に同様の義務および要件を遵守することを確実にさせるものとします。
- c. 独立契約者。Pendoとお客様は独立した請負業者であり、本契約によって両当事者またはその関連会社の間に雇用、パートナーシップまたは代理関係が生じることはありません。各当事者は、その人員の監督、管理および支払いについて単独で責任を負います。
- d. 不可抗力。いずれの当事者も、本契約に基づく義務（支払義務を除く）の履行遅延または不履行について、当該遅延または不履行が当該当事者の合理的な支配を超える事由（天災、ストライキ、封鎖、戦争、テロ行為、パンデミック、暴動、自然災害、電力、通信またはデータネットワークもしくはサービスの障害または減衰、政府機関による許可の拒否）に起因する場合、相手方に対して責任を負わないものとする。影響を受けた当事者は、不可抗力事由について速やかに相手方に対し書面で通知するものとする。
- e. 譲渡。いずれの当事者も、他方の当事者の書面による事前の同意なしに、本契約または本契約に基づく自己の権利、義務を譲渡、委任、その他の方法で移転することはできません。ただし、実質的にすべての資産の売却または移転、あるいは売却、合併、または支配権の変更があった場合には、いずれの当事者も、相手方の同意を要せずに、本契約に含まれる権利および義務の全部または一部を譲渡することができます。両当事者は、かかる譲渡の際には、商業的に合理的な努力をもって、関係当事者に通知するものとします。前述の規定に違反する譲渡は無効とされます。本契約は、両当事者の承継人および許可された譲受人を拘束し、またその利益を及ぼします。
- f. 権利放棄。いずれかの当事者が、本契約のいずれかの条項に対する相手方の違反または不履行を免除した場合、当該当事者がその後発生する同一または他の条項における相手方の違反または不履行を免除したものと解釈されない。また、いずれかの当事者が本契約に基づき有するまたは有し得る権利または救済措置を行使または利用することを遅延または怠った場合でも、そのような権利または救済措置を放棄したものとみなされない。

- g. 分離可能性。本契約のいずれかの規定または条項が管轄裁判所により、または法の規定により無効とされた場合でも、本契約の残りの規定および条項の効力は損なわれず、無効とされた規定または条項は当該規定または条項の根底となる趣旨に最も近い有効な規定または条項に置き換えられるものとします。
- h. 修正。Pendoは随時本契約を変更する場合があります。Pendoが別途指定しない限り、いかなる変更も、本契約の更新版が効力を生じた後に締結された新たな注文書の効力発生日、またはその時点における現行の契約期間の更新時に、お客様に対して効力を生じるものとします。Pendoは、お客様のアカウント、電子メール、その他の合理的な手段による連絡を通じて、そのような変更についてお客様に通知するために合理的な努力を払います。お客様は、契約期間の更新または新規注文書の締結に関連して、変更された契約をクリックして同意するか、その他の方法で同意することが求められる場合があります。いずれにせよ、更新された契約の効力発生日以降もお客様が本サービスを継続して利用する場合、お客様は変更後の契約に同意したものとみなされます。
- i. 通知および連絡事項。本契約において要求または許可されるすべての通知またはその他の通信は、英語で書面により行われるものとし、当事者に正式に届けられたとみなされるのは、(i) 手渡しまたは国際的に認められた宅配便サービスによる送付の場合は受領時、(ii) メールまたは転送の確認機能を備えたその他の電子手段による送付の場合は送信から1営業日後（ただし、終了通知や紛争または補償請求に関する通知はこの方法での送信はできません）、および(iii) 送信者と受信者の双方が米国内に所在する場合、料金前納のファーストクラス認証郵便で以下の住所に郵送された場合は郵送から3日後とする。

Pendo宛：

郵送先住所： Pendo.io, Inc.

301 ヒルズボロー・ストリート スイート1900  
ノースカロライナ州ローリー 27603 御中法務

メールアドレス： legal-notices@pendo.io

あなたへ： 該当する注文書に記載された、お客様のご担当者の郵送先住所または電子メールアドレス。

- j. 完全合意。本契約は、本契約の対象事項に関する当事者間の完全な合意を構成し、本契約の対象事項に関して当事者間でこれまでになされたすべての提案、交渉、会話、議論および合意に取って代わるものとします。本規約と注文書の条件に矛盾がある場合、注文書が優先されます。お客様がPendoに提供する他のドキュメント（注文書以外の発注書またはその他の注文関連文書を含む）に記載されているいかなる条件も無効であり、本契約の一部となることも、当事者を拘束することはありません。両当事者間において本契約の対象事項に関して、本契約で完全に明示されていない表明、合意、取り決めまたは了解事項は存在せず、各当事者はそのような表明、合意、取り決めまたは了解事項に基づき行使し得る権利および救済措置を一切放棄します。
- k. 実行。当事者は、本契約に基づく文書を写しで作成することができる。各写しは原本とみなされ、それら全体は一つの同一の契約とみなされる。当事者は、手書きまたは電子的手段による

署名に拘束され、これらの署名は郵送、手渡し、電子メールおよび／またはその他の電子的方法により相手方に送付することができ、いずれも原本のインク署名と同等の拘束力を有する。